

議案第47号 交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

1. 条例改正の目的

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律案が衆議院で可決されたことに伴い、改正法案に準じて改正を行う。

2. 条例改正の内容

物価の変動等を考慮し、国政選挙における選挙長等の報酬の基準単価が見直されたことに伴い、それに準じた所要の改正を行うもの。

区分	改正報酬額	現行報酬額
選挙長	<u>12,200円/日額</u>	10,800円/日額
投票所の投票管理者	<u>14,500円/日額</u>	12,800円/日額
期日前投票所の投票管理者	<u>12,800円/日額</u>	11,300円/日額
投票所の投票立会人	<u>12,400円/日額</u>	10,900円/日額
期日前投票所の投票立会人	<u>10,900円/日額</u>	9,600円/日額
開票管理者	<u>12,200円/選挙毎</u>	10,800円/選挙毎
開票立会人	<u>10,100円/選挙毎</u>	8,900円/選挙毎
選挙立会人	<u>10,100円/選挙毎</u>	8,900円/選挙毎

3. 施行期日 公布の日

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和7年6月定例会

	議案第47号 交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	政策等の区分	計画・事業・ <input checked="" type="checkbox"/> 条例 その他（ ）		
〈政策等の概要〉	〈他の自治体の類似する政策等との比較〉				
特別職の職員で非常勤のもの（議会議員を除く。）の報酬に関し必要な事項を定めたもの。	他の自治体においても、市の報酬額が国の基準額より多い状況である自治体を除き、同様の改正が行われる。				
	〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）				
	総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他
〈政策等を必要とする背景〉	〈将来にわたる効果及びコストの状況〉				
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正法案において、最近における物価の変動等を考慮し、選挙の円滑な執行を図るため、選挙長等の報酬の基準単価が見直された。これに伴い、同法の単価を準用している本市の報酬額においても、同様の改正を行うもの。	選挙長等の報酬単価については、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律と人件費、物価の変動等を考慮する共通の考え方によって、3年に一度の参議院通常選挙の年に、その報酬単価の見直しを行うことを例にしている。 今回の報酬単価の見直しにより、本市における市長選挙及び市議会議員選挙における報酬単価についても見直しを行うため、コストの増加が予測される。				
〈提案に至るまでの経緯〉	〈総合計画等の整合〉				
令和7年2月14日、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が閣議決定され、国会へ提出された。令和7年5月15日、衆議院において可決された。	まちづくりの目標	目 標			
	政策分野または経営方針	分野・方針	効率的・効果的な行政運営		
	施策	施 策	その他		
	○その他の計画（該当する場合のみ）				
	計画名称				
	策定年度				
	計画期間				
〈市民参加の状況〉	有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無 （パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）				
	〈政策等の実施時期〉		公布の日		
	担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）		
	総務部	人事課	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無（新旧対照表等）		

交野市非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第12号）新旧対照表

新			旧		
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）		
区分	報酬額	費用弁償額	区分	報酬額	費用弁償額
教育委員会教育長代理	月額 70,000円	交野市職員旅費条例____の 規定による特別職旅費相当額	教育委員会教育長代理	月額 70,000円	交野市職員旅費条例（昭和30年条例第21号）の規定による特別職旅費相当額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
選挙長	” 12,200円	”	選挙長	” 10,800円	”
投票所の投票管理者	” 14,500円。 ただし、職務時間が7時間以内の場合、 <u>7,250円</u>	”	投票所の投票管理者	” 12,800円。 ただし、職務時間が7時間以内の場合、 <u>6,400円</u>	”
期日前投票所の投票管理者	” 12,800円。 ただし、職務時間が6時間以内の場合、 <u>6,400円</u>	”	期日前投票所の投票管理者	” 11,300円。 ただし、職務時間が6時間以内の場合、 <u>5,650円</u>	”
投票所の投票立会人	” 12,400円。 ただし、立会時間が	”	投票所の投票立会人	” 10,900円。 ただし、立会時間が	”

新			旧		
	7時間以内の場合、 <u>6, 200円</u>			7時間以内の場合、 <u>5, 450円</u>	
期日前投票所の投票立 会人	〃 <u>10, 900</u> 〃 円。 ただし、立会時間が 6時間以内の場合、 <u>5, 450円</u>		期日前投票所の投票立 会人	〃 <u>9, 600円</u> 〃 円。 ただし、立会時間が 6時間以内の場合、 <u>4, 800円</u>	
開票管理者	選挙毎 <u>12, 20</u> 〃 0円		開票管理者	選挙毎 <u>10, 80</u> 〃 0円	
開票立会人	〃 <u>10, 10</u> 〃 0円		開票立会人	〃 <u>8, 900</u> 〃 円	
選挙立会人	〃 <u>10, 10</u> 〃 0円		選挙立会人	〃 <u>8, 900</u> 〃 円	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 本市から給与を受けている職員がこの表のうち、日額報酬を支給することとされている職員を兼ねたときに、その報酬の支給を受けるべき日とその者の通常勤務を要する日であるとき、又は議会議員が附属機関の長、同委員長代理及び同委員を兼ねたときは、この表の報酬を支給しない。			備考 本市から給与を受けている職員がこの表のうち、日額報酬を支給することとされている職員を兼ねたときに、その報酬の支給を受けるべき日とその者の通常勤務を要する日であるとき、又は議会議員が附属機関の長、同委員長代理及び同委員を兼ねたときは、この表の報酬を支給しない。		